



社会支援ミニ情報

脳損傷の方への経済的な補償

脳損傷の方への経済的な補償として、その原因（疾病、プライベートでの怪我、交通事故、労災）によって利用できる制度が異なります。

共通して利用できる制度

障害年金：受傷発症から1年半が経過した時点で、国民年金加入者は市町村年金課で「障害基礎年金」、厚生年金加入者や3号被保険者（主婦）は年金事務所で「障害厚生年金」を申請することが出来ます。ただし、加入期間のうち2/3の期間、もしくは特例として直近の1年間保険料を納付していることが受給要件となりますので、市町村年金課、年金事務所でご確認ください。

生命保険：加入している生命保険の種類によって補償を受けることが出来ます。加入している生命保険会社に確認して、申請を行ってください。

疾病の場合

傷病手当金：健康保険組合に加入している場合、休職に伴って傷病手当金を受給出来ます。金額は標準報酬月額 \times 2/3で、期間は概ね1年半です。職場や加入している健康保険組合にご確認ください。

労災保険

労働中の災害を補償する「業務労災」と、通勤中の災害を補償する「通勤労災」があります。それぞれ、治療が必要な期間は「療養（補償）給付」、「休業（補償）給付」を受給出来ます。症状固定（これ以上回復は望めず、後遺障害が残存している状態）後は、後遺障害の等級に応じて労災年金や労災一時金を受給出来ます。また、症状固定後も継続的な治療や投薬が必要な場合は「アフターケア医療」を受けることが出来ます。問い合わせ先は、事業所を管轄している労働基準監督署になります。



自動車保険

自動車保険には、被害者救済を目的とした自賠責保険と、任意保険があります。

自賠責保険：被害者救済を目的としています。よって、自損事故の場合には利用ができません。治療関連費や慰謝料等の補償があります。後遺障害への補償を行う場合は「症状固定（これ以上回復は望めず、後遺障害が残存している状態）」の時点での症状に対する補償を求めることとなります。なお、症状固定は医師が判断することとなりますので、主治医とご相談してください。また、複数科で後遺障害が生じている場合には、それぞれの科で後遺障害診断書を作成し、それぞれの後遺障害等級を合算（併合）して後遺障害の補償を求めます。後遺障害への補償は自賠責等級（1～14級）によって決まります。

任意保険：治療を行っている期間は医療費、休業損害（所得補償）の補償等があります。症状固定後は、自賠責保険の等級をもとに後遺障害への補償額を算定します。複雑な算定になりますので、弁護士等に相談することをお勧めします。なお、自損事故の場合も特約等に加入している場合、補償を受けられることがありますので、保険会社に保険内容の確認・相談を行ってください。

業務中・通勤中の交通事故

業務中、または通勤中の交通事故の場合は、労災制度と自動車保険、双方の制度を利用することが出来ます。後遺症が残った場合には双方の制度から補償を受けることが出来ますのでご確認ください。また、自動車保険から休業損害を受け取っている場合でも、労災の「休業（補償）給付特別支給金」分（標準報酬月額²の2割相当）を受け取ることは可能ですから、勤務先や労働基準監督署にご確認ください。